

スペイン (Spain)

通信

I 監督機関等

1 産業・エネルギー・観光省 (Ministry of Industry, Energy and Tourism)

Tel. : +34 902 446 006

<http://www.minetur.gob.es/telecomunicaciones/es-ES/Paginas/index.aspx/>

所在地 : P. de la Castellana 160 28046, SPAIN

幹部 : José Manuel Soria López (大臣 / Minister)

所掌事務

省内の電気通信・情報社会局 (SEISI) で電気通信分野の政策立案・施行を行う。2011年12月の政権交代後、前身の産業・観光・商務省を置きかえる形で設置された。主な所掌事務は以下のとおりである。

- ・ 政策立案
- ・ 法案作成
- ・ 番号計画の策定
- ・ 研究開発に関する国家計画の策定
- ・ 事業者と利用者間の紛争処理及び規則に違反した事業者への指導及び制裁

2 国家市場競争委員会 (Comision Nacional de los Mercados y la

Competencia : CNMC)

URL : <http://www.cnmc.es/>

所在地 : Calle Alcalá 47 Madrid E28014, SPAIN

幹部 : José Maria Marin Quemada (委員長 / President)

所掌事務

2013年6月、国会は「2013年6月4日の法律第3号 (Act 3/2013)」を採択し、国家競争委員会 (CNC) や電気通信市場委員会 (CMT) を統合した新しい規制機関として国家市場競争委員会 (CNMC) を設立することを決定した。CNMCは電気通信分野やエネルギー、競争環境等の規制監督機関として2013年10月に業務を開始した。電気通信分野については1996年に発足したCMTの業務(「2003年11月3日の法律第32号 (Law 32/2003)」に基づく)を引き継ぐ。

- ・ 相互接続、ユニバーサル・サービスその他にかかわる事業者間紛争の処理及び違反者の処分

- ・ 事業者への電話番号割当及び管理
- ・ 市場及び規制に関する政府への助言
- ・ 特に市場競争に関する事業者の規制監督
- ・ 支配的事業者の指定及びそのサービス料金の監督・承認
- ・ 事業者の登録
- ・ ユニバーサル・サービス基金及び事業者が拠出を課されるその他の公共サービス基金の確保

II 法令

1 2003年11月3日の法律第32号 (General Telecommunications Law 32/2003)

EUの「2002年通信規制パッケージ」を反映した「2003年11月3日の法律第32号」が制定されている。「一般電気通信法」と呼称される。規制機関の役割が再定義され、事業者の登録制度、相互接続、ユニバーサル・サービス、番号計画、市場において顕著な支配力を有する (Significant Market Power : SMP) 事業者等に関して総則的規定を設けている。

2013年9月、政府は将来のデジタル経済促進や電気通信関連事業者の更なるサービス展開機会を提供する一般電気通信法の改正法案を国会へ送付することを承認した。

2 情報社会サービス・電子商取引法 (Law on the Information Society Services and Electronic Commerce)

正式名称は「情報社会サービス及び電子商取引に関する2002年7月11日の法律第34号 (Law 34/2002)」。2002年7月、EUの「電子商取引指令 (2000/31/EC)」の国内法制化措置として制定された。インターネット・電子商取引関連法規として、電子商取引への物理的商取引と同等の法的枠組の付与、電子認証の有効性、スパム・メールの大量送信の禁止、有害コンテンツの排除とISPの責任範囲等の規定のほか、ISPに対し利用者の個人情報を1年以上保存する義務を課している。

III 政策動向

1 免許制度

「2003年11月3日の法律第32号」の公布により、免許・認可制度が変更された。国内あるいはEU加盟国の事業者であって、電子通信網の開発あるいは電子通信サービスの提供を希望する者は、CNMCに申請書を提出する。CNMCは15日以内に審査を実施し、審査を通過した事業者を登録する (第6条、第7条)。

2 競争促進政策

(1) 相互接続

「2003年11月3日の法律第32号」によれば、公衆電子通信網事業者は、自

らの電子通信網を、他の公衆電子通信網事業者の要請に応じて相互接続する交渉に応じるよう義務付けられている。事業者間の相互接続に関する制約は、国内・国外事業者にかかわらず存在しないが、協定は無差別・透明・公平な条件の下に行われなければならない、事業者は相互に情報公開の義務を負う。紛争の際には CNMC が介入する。電子通信網の正常な機能を維持する上で必要と認められる場合には、CNMC は提供される電子通信網に関して技術的条件を課すことができる。また、CNMC は最終利用者の利便のため、特定の事業者を指定して相互接続を命じることもできる（第 11 条、第 12 条、第 14 条）。

また、CNMC により SMP 事業者に指定された公衆電子通信網事業者には、相互接続を要求するすべての事業者に対し、同一の条件で相互接続を提供する義務が課される。SMP 事業者は、相互接続契約条件を公表し、料金設定が実際の費用に基づいたものであることを証明しなければならない（第 13 条）。

なお、相互接続料金の基準は「Reference Interconnection Offer (RIO)」に定められており、2010 年 12 月には一部改訂されている。

（２）番号ポータビリティ

スペインでは 2000 年 3 月から固定電話で、2000 年 10 月から移動電話で番号ポータビリティ (MNP) が導入されている。移動電話の番号変更については、エンドユーザ及び事業者のどちらもコストを必要としない。固定電話に関しては、エンドユーザにはコストが発生しないが、事業者間において番号ごとに 3.09EUR の卸売課金 (wholesale charge) が派生する。

2013 年 10 月、CNMC は 11 月 11 日以降、1 営業日でローカル電話番号移行 (LNP) 手続きが完了するようになると発表した。ユーザが現行の電話番号を継続しながら、固定回線用通信事業者を変更する手続きには、それまで最大 5 営業日を要していた。ただし、固定回線とブロードバンドの通信事業者を同時に変更する場合は、ブロードバンド・アクセス提供に必要な調整作業があるため、より長い手続き日数が必要になる。

（３）プライス・キャップ規制

2006 年 2 月、CMT は従来のプライス・キャップにより規制されていた固定電話料金を自由化した。

3 情報通信基盤整備政策 ユニバーサル・サービス

「2003 年 11 月 3 日の法律第 32 号」の第 2 章が、ユニバーサル・サービスに関して規定しており、「一定の品質を有し、地理的条件にかかわらず、利用可能な価格で、すべての利用者が利用できる、一連の定義された電子通信サービス」としている。主なユニバーサル・サービスの対象は、固定電話、印刷版無料電話帳、番号案内、公衆電話、障がい者向け措置となっている。

ユニバーサル・サービス事業者については、過去の業績を基に産業・エネルギー・観光省が指定し、分野あるいは地域別に複数事業者を指定することもできる。また、ユニバーサル・サービス提供に要する資金調達のため、CNMC の管理下に、国家ユニバーサル電気通信サービス基金（National Universal Telecommunications Service Fund）が設けられ、CNMC の指定によりユニバーサル・サービスのコスト負担義務を有する事業者から拠出された負担金が、同基金に預託される。ユニバーサル・サービス提供事業者は、同基金からサービス提供に必要な純費用の支給を受ける。

2011 年 3 月に承認された「持続可能な社会に関する法律（Law on Sustainable Economy）」では、ユニバーサル・サービスに関して、インターネットへの下り最大接続速度 1Mbps 以上のアクセスを設定している。

2014 年 1 月、CNMC は、テレフォニカ（Telefónica）、ボーダフォン・スペイン（Vodafone Spain）、オレンジ・スペイン（Orange España）の 3 社が、2010 年度のユニバーサル・サービス基金（USF）への拠出金を遡及的に支払うことを求められる 3 事業者であると発表した。CNMC の決議によれば、2010 年度のユニバーサル・サービス費用総額は 4,358 万 EUR である。モバイル事業部門から 1,309 万 EUR、固定回線事業部門から 1,640 万 EUR を支払うことになるテレフォニカが、最大の金額を支払う事業者となる。

4 ICT 政策

（1）Avanza 計画

2005 年、産業・観光・商務省（現：産業・エネルギー・観光省）は、地域・年齢的デジタル・ディバイド解消と中小企業の ICT 分野の活動活性化を主目的とした Avanza 計画を開始、通信・放送デジタル化関連の多数のプロジェクトへの助成を実施した。2011～2015 年の第 2 フェーズでは、デジタル・コンテンツ産業育成、グリーン ICT 等 10 の主要助成対象が定められ、プロジェクト募集が実施されている。

（2）国家サイバーセキュリティ戦略

政府は 2013 年 12 月に行われた National Security Council 後、将来的なオンライン上の脅威から国を守るためのサイバーセキュリティ戦略を発表した。政策の枠組みは党を超えた協力により、National Cybersecurity Council が戦略実行を監督することを念頭に作成された。会議の長は毎年交代し、内閣、内務省、産業・エネルギー・観光省、国防省、外務省各局の代表から選ばれる。また副会長は国家安全保障局の代表が務める。

（3）スマートシティ政策

2013 年 12 月、産業・エネルギー・観光省とマラガ市議会は、スマートシティとデジタル・コンテンツ分野におけるイノベーション促進に取り組むことで合意

した。スペインのデジタル・アジェンダの課題の一部を含むこの合意の下、マラガ中心街に位置する元国営タバコ工場内の敷地を、ICT 研究のハブ施設にする。660 万 EUR 規模の同プロジェクトは、特にスマートシティ分野での技術開発支援と訓練支援制度を導入する。更に 150 万 EUR がハブ周辺の研究所開発に割り当てられ、企業は省エネ関連技術の導入試験を行うことができる。

IV 関連技術の動向

基準・認証制度

無線機器の基準認証については、EU の「R&TTE 指令 (1999/5/EC)」に準じて「2003 年 11 月の法律第 32 号」により定められており、産業・エネルギー・観光省が所掌している。

V 事業の現状

1 固定電話

固定電話普及率は 2008 年に 45.6% を記録して以降減少し、2014 年には 40.6% である。

電気通信市場は、1998 年 1 月に完全自由化された。オノ (ONO)、オレンジ・スペイン、エウスカルテル (Euskaltel)、ジャズテル (Jazztel/Jazz Telecom、オレンジが 2015 年 8 月に買収) などの新規参入事業者が事業を展開している。

市場では旧国営事業者テレフォニカが強力な市場支配力を有する。しかしそのシェアは年々低下している。

VoIP 加入者数は増加を続け、2014 年末には前年比 39.8% 増の 710 万だった。

2 移動体通信

移動電話普及率は 2005 年に 100% を超えた。2011 年には 113.1% に達したが、その後減少に転じ、2014 年は 107.8% である。2009 年以降に加入者数が伸び悩んだ背景には、プリペイド加入者の情報登録義務化がある。

主な事業者はテレフォニカ・モビレス (Telefónica Moviles España、ブランド名：モビスター)、ボーダフォン・スペイン、オレンジ・スペイン、スウェーデンに本拠を置くテリアソネラ子会社 Xfera Moviles (ブランド名：Yoigo) である。

3G については、4 社ともサービスを提供している。2015 年 6 月末現在の加入者数は 3,531 万 8,000 で、移動電話サービス加入者全体の 65% に当たる。HSPA+ については、テレフォニカとボーダフォンが 2009 年 11 月に商用サービスを開始している。

LTE については、4 社ともサービスを開始している。2015 年 6 月末現在の LTE 加入者数は 1,016 万 9,000 である。

ボーダフォンは 2013 年 5 月、オレンジと Xfera Moviles は同年 7 月に LTE サ

ービスを開始した。テレフォニカは、2013年8月、Xfera Moviles とネットワーク共有で合意し、9月に Xfera Moviles の LTE 網を通じて、更に自社網での商用サービス提供を開始した。これに対し、ボーダフォンとオレンジは、2社の合意が競争基本原則に反するとして、国家競争委員会（CNC）に異議を申し立てた。2013年11月、CNMCはこの件に関する調査を開始し、2015年7月、ネットワーク共有を中止すべきというボーダフォンらの主張は退けたが、テレフォニカに600万EUR、Xfera Moviles に30万EURの罰金を科した。

LTE-Aについては、ボーダフォンとテレフォニカが2014年10月に、オレンジが2015年2月に商用サービス提供を開始している。

3 インターネット

ブロードバンド・サービス加入者数は、2015年6月末現在で1,299万である。加入サービスの内訳は、DSL：64.8%、ケーブル：17.3%、LAN/FTTx：17.3%、その他：0.6%である。普及率は27.6%で、OECD加盟34か国中22位である。

事業者別シェアについては、2015年6月末現在、テレフォニカが全体の5割弱のシェアを占める。

モバイル・ブロードバンド加入者数は、2014年12月末現在で3,627万。普及率は78.1%で、OECD加盟国平均の81.3%を下回っている。

4 新成長サービス

(1) IPTV サービス

IPTVサービスの加入者数は、2013年末現在、75万である。

テレフォニカは、自社網を用いたIPTVサービス「Movistar TV」を提供している。2013年末現在の加入者数は67万で、前年比で4万減少している。

(2) モバイルテレビ

2011年3月に、約63万8,000のモバイルテレビ／ビデオの加入者がいるとされていたが、同年6月、市場が崩壊し、加入者数は24万5,000まで落ち込んだ。事業者の促進キャンペーンが終了したことがその主な要因であるとされている。

(3) ハイブリッド・ブロードバンド放送サービス

公共放送のスペイン放送協会（RTVE）は、2013年9月、テレビ放送とインターネットを融合したハイブリッド・ブロードバンド放送（HbbTV）サービス「Botón Rojo」を開始した。ニュース等をテレビ画面からインターネット経由で視聴できるほか、オン・デマンド・サービスやキャッチアップ・サービスも利用できる。2013年11月の月間アクセス数は60万。

VI 運営体

テレフォニカ（Telefonica）

Tel. : +34 91 584 47 13

URL : <http://www.telefonica.com/>

幹部 : César Alierta Izuel (会長兼最高経営責任者 / Chairman and CEO)

概要

旧国営の国内最大の電気通信事業者である。1997年2月、政府保有株式の民間放出により、完全民営化を果たした。

世界中で事業を展開しているグローバル・メガキャリアで、売上げでは世界第3位である。テレフォニカ・グループは世界21か国で事業を展開している。以前はラテンアメリカを中心とした海外戦略を展開してきたが、2005年にチェコの Cesky Telecom を、2006年に英国 O2 を買収し、更に中国网通にも資本参加するなど多面的戦略を展開している。

2011年9月には、デジタル世界でのグローバル・リーダーとしての地位を強化し、意思決定の迅速化と組織の合理化のため、以下の再編を行った。

- ・ 新ビジネスユニット「テレフォニカ・デジタル (Telefonica Digital)」をロンドンに設立し、支社をマドリード、サンパウロ、シリコンバレー、アジアの複数の戦略的拠点に置く。同ユニットには子会社から 2,500 人の人材を集める。
- ・ ビジネスの地理的混合の合理化とバランス最適化のため、「テレフォニカ・ヨーロッパ」「テレフォニカ・ラテンアメリカ」という二つのユニットを設ける。スペイン事業は前者に統合する。
- ・ 各部門の購入を統括する「Global Resources」ユニットを設立する。同ユニットは、規模の経済を活用すること、及びグローバル企業への変化を加速させることで、事業の収益性と持続可能性を確保する。

2013年には、欧州での事業再編を積極的に進めた。6月、アイルランドの子会社を香港の複合企業ハチソン (Hutchison) に売却した。7月、オランダの KPN と、KPN 子会社でドイツ第4位の移動体通信事業者 E プラス (E-Plus) を買収することで合意した。2014年7月、欧州委員会はこの合意を条件付きで承認し、10月に買収が完了している。これにより、テレフォニカ・グループは欧州域内で移動体通信の回線数と総売上高で第2位の事業者となった。

また 2013年11月には、現地投資会社 PPF と、テレフォニカ・チェコの株式の 66% を売却することで合意した。これにより、テレフォニカは 24 億 6,700 万 EUR を獲得し、純負債を約 26 億 8,500 万 EUR 削減する。

2013年6月、M2M バリューチェーンにおける主要事業者と提携するため、「M2M グローバル・パートナー・プログラム」を米国で開始している。また、スマートシティのプロジェクトや ICT 起業家支援イニシアチブ「Wayra」の展開、FirefoxOS 支援強化などを進めている。

国内での加入者数は、固定電話: 1,102 万 (2014 年末)、移動電話: 1,977 万 (2015

年 6 月)、ブロードバンド : 586 万 (2015 年 6 月) で、いずれの市場でも国内最大のシェアを有している。また 2014 年 12 月末現在の全世界の加入者数は、3 億 4,100 万 (固定電話 : 3,680 万、移動体通信 : 2 億 7,450 万、インターネット : 1,815 万、有料テレビ : 510 万) である。2014 年の売上総額は 503 億 7,700 万 EUR。スペイン国外の事業の売上げが全体の 77% を占める。地域別売上の比率は、欧州 : 49%、ラテンアメリカ : 48% である。

放送

I 監督機関等

- 1 産業・エネルギー・観光省
(通信 / I - 1 の項参照)
- 2 国家市場競争委員会 (CNMC)
(通信 / I - 2 の項参照)

II 法令

2010 年 3 月 31 日の法律第 7 号 (Law no. 7 / 2010 of 31 march)

従来の放送関連法規を統合した新放送法であり、2010 年 5 月に施行された。「視聴覚コミュニケーション一般法」と呼称される。

新法ではテレビ広告に関する規制、未成年者保護のためのコンテンツ規制、放送事業者によるスペイン及び欧州の映画産業への投資、商業放送局の合併案件などについて新たに規定された。

一方で、従来の「商業テレビ法」「衛星放送法」など多くの法令が廃止された。2006 年に制定され、公共放送 RTVE の存立を規定した「国有ラジオ・テレビ法」については、協会の会長不在が長期化したため、経営委員や会長の選任方法を改める勅令 (Real Decreto 15/2012) が 2012 年 4 月に成立した。これにより、経営委員も会長も国会の上下両院の半数以上の賛成で選任できることになった。

2012 年 8 月、財政難に悩む地方公営放送の民営化などを可能にする改正法が成立した。

III 政策動向

1 免許制度

首相府が免許付与を行うほか、自治政府も地域公営放送の免許を付与することが認められている。

2 公共放送関連政策

公共放送の財源

テレビ・ラジオとも受信料制度はない。公共放送 RTVE は、広告収入と国庫補助金を財源としていたが、2009 年 7 月、国会で RTVE の広告放送の全面廃止を盛り込んだ法律が可決、2010 年 1 月より RTVE の広告放送は廃止された。代わりに、商業放送事業者・通信事業者が、年間売上高の一部（0.9～3%）を RTVE の財源として拠出することになった。国からの補助は、従来の国庫補助金に加え、電波税の 8 割が RTVE の財源に充当されることになった。

広告放送の廃止以来、RTVE は赤字経営が続き、累積債務は 2014 年 5 月末で 7 億 1,600 万 EUR である。政府は RTVE に 1 億 3,000 万 EUR の資金援助を行うと発表した。また 2014 年 7 月、RTVE は年間 4,980 万 EUR の経費削減計画を発表した。計画には人員・給与削減、スポーツチャンネル Teledeporte 廃止などが盛りこまれた。

3 コンテンツ規制

（1）番組規制

「視聴覚コミュニケーション一般法」は、未成年者の健全な発育を阻害する番組の規制を打ち出している。ポルノ・暴力を含む番組が排除され、賭け事などを含む番組は深夜の時間帯に放送が限定されるなどの規制が盛り込まれている。

（2）広告規制

番組広報も含め、1 時間当たり 20 分までと規定されている。

4 地上デジタル放送（DTT）

2008 年 9 月、政府は「DTT 移行全国計画」を決定し、全国を 73 地域に分割し、段階的にアナログ停波を進め、2010 年 4 月 2 日にアナログ放送終了とデジタル放送への移行を完了した。

本放送は、2000 年 5 月に Quiero TV が有料 14 チャンネルで開始したものの、加入者数の伸び悩みから 2002 年 6 月に免許を返上した。その後、2005 年 11 月に 20 局で放送が開始された。

2010 年に一部の放送免許が一般入札を経ずに商業放送事業者らに割り当てていたことに対し、2012 年、最高裁判所は免許を無効とする判断を示した。これを受け、2014 年 5 月までに商業放送局 4 社に付与された 9 件の DTT チャンネルが廃止された。

IV 事業の現状

1 ラジオ

公共放送 RTVE 傘下のスペイン・ナショナル・ラジオ（Radio Nacional de España : RNE）が 4 系統の全国放送及び 1 系統のカタルーニャ自治州向け放送

を実施している。

商業放送では、Prisa グループのラジオネットワーク SER (2013 年 4 月～2014 年 3 月の 1 日あたり平均聴取者数：452 万人)、テレビ局 Atresmedia 系列のラジオ局 OCR (同 237 万人)、キリスト教系ラジオ局 COPE (同 192 万人) が、全国放送を実施している。地域放送は、多くの地方自治体と商業放送事業者が実施している。また国際放送は、RTVE が「REE」の名称で、7 言語で、衛星・インターネットで放送・配信している。海外向けに行われてきた国内の地域言語（カタルーニャ語・バスク語・ガリシア語）による放送は廃止された。また、2014 年 10 月に短波放送も廃止された。

デジタル放送については、1998 年 4 月にマドリード、バルセロナ、バレンシアで DAB 方式のデジタルラジオ放送が始まった。現在ではマドリードとバルセロナの 2 都市圏だけで放送され、人口カバレッジは 20%にとどまる。

2 テレビ

公共放送については、RTVE 傘下の TVE (Televisión Española) が 6 系統の放送を行う。このうち、「TVE La Primera」(総合編成)は、商業放送各局を抑え、最高視聴率(2010 年 10 月～2011 年 5 月の平均で 20.3%)を得ていたが、番組編成費削減などで視聴率が低下し、2013 年 10～12 月期の視聴シェアは 10.1%でチャンネル別で国内 3 位になっている。放送局別の視聴シェアでも、TVE は 16.3%で 3 位で、Atresmedia (同 29.5%) や Mediaset España (同 29.2%) との差が拡大している。2014 年 7 月、経費削減のためスポーツチャンネル Teledeporte 廃止を発表した。

TVN は全国放送のほかに、地方局制作の独自番組を放送している。また、「TVE Internacional」という国際放送も放映している。

商業放送については、Mediaset España、Atresmedia などが放送を行っている。最大の商業放送局で、Telecinco 社を所有していた Mediaset España は、2010 年 12 月に TV Cuatro を吸収合併した。2013 年 2 月に女性向け DTT チャンネル Nueve を開始したが、最高裁判所の放送免許無効判決により、総合編成チャンネル La Siete とともに廃止している。現在は DTT 放送 6 系統を全国向けに無料で放送している。総合編成チャンネルの Telecinco の平均視聴シェアは 14.1%で、Atresmedia の Antena 3 と並び、国内首位である。

2012 年 10 月、La Sexta を吸収合併した Antena 3 は、2013 年 3 月、Atresmedia に企業名を改称した。最高裁の判決を受け、2014 年 5 月に 3 系統を閉鎖した。現在は、DTT 放送 5 系統を全国向けに放送している。

地方公営放送については、スペイン 17 自治州のうち 12 州が公営放送機関を持ち、地域放送を行っている。このうち 11 州の放送機関が FORTA (自治州放送機構連合) を組織し、放送権の共同購入、番組の共同制作、外国通信社からの共同

受信と分配、各局の番組素材交換等を行っている。しかし、経済危機で州政府の資金援助が削減されたことからいずれも財政難で、チャンネル数や従業員を削減している。2013年11月、FORTAの構成局であったバレンシア自治州のRTVVの累積債務が12億EURに達し、国内で初めて閉鎖された。

3 衛星放送

国内最大のメディア企業グループPrisaが主要株主の「Canal+」のチャンネル数は150以上である。有料テレビでは最大の加入者数を有するが、地上デジタル放送やIPTVなどの有料放送の加入者増の影響で、加入者数は減少している。同社は、2008年1月に国内初のHDTV放送「Canal+HD」を、2010年4月に3D放送を開始している。

2014年5月、Canal+の株式の56%を保有していたPrisaが、また7月に22%の株式を保有していたMediasetが、テレフォニカに株式を売却することで合意し、テレフォニカがCanal+の全株式を所有することになった。しかし、テレフォニカの市場支配力が大きくなることから、CNMCが買収の可否を決める審査を行うことになった。2015年4月、CNMCは同買収を条件付きで承認した。

4 ケーブルテレビ

1996年に事業免許が交付されて放送が開始された。2005年6月の法改正でケーブルテレビ事業の自由化が進み、参入制約は廃止され、営業地区を越えての事業展開が可能となった。

最大手事業者オノのサービス加入者数は、2013年6月末現在、82万で、ケーブルテレビ市場全体の6割のシェアを占める。電話やインターネットとのデュアルプレイ、トリプルプレイ・サービスに力を入れているが、加入者数は2008年3月の100万から減少している。有料テレビ加入者数では、Canal+に次いで、国内2位である。130以上のチャンネルを提供している。

2014年7月、ボーダフォンがオノの全株式を取得している。

V 運営体

スペイン放送協会 (RTVE)

Tel. : +34 91 581 7000

URL : <http://www.rtve.es/>

幹部 : Leopoldo González-Echenique (会長 / President)

概要

RNE (ラジオ)、TVE (テレビ)、TVE Internacional (テレビ国際放送) 及び TVE Temática (衛星番組供給会社) などを統括している。

政府補助金と広告収入を財源としていたが、1990年に商業放送が開始されたことで広告収入が減少し赤字化した。累積赤字が増大する中、2006年、国有ラジオ・

テレビ法が成立、抜本的改革が行われ、政府所有の株式会社「RTVE コーポレーション」になった。

2011年、会長の息子が経営する企業との取引が問題化し、7月に会長が辞任した。RTVEの会長は国会上下両院で3分の2以上の賛成で選出されると規定されているが、与野党が共通して推薦する後任の候補者がいないため、会長職が空席になり、11人の経営委員が月替わりで代行を務めた。この事態の打開のため、2011年12月に発足した国民党政権が2012年4月の勅令で「国有ラジオ・テレビ法」を改正、国会両院の過半数の賛成で会長を選任できるようにした。これにより、2012年8月、国民党の推薦で、Leopoldo González-Echenique氏が新会長として着任した。

電波

I 監督機関等

産業・エネルギー・観光省

(通信／I-1の項参照)

「2012年2月10日 Real Decreto 第344号」に基づき、産業・エネルギー・観光省の電気通信・情報社会局 (SETSI) が、無線周波数の管理、利用計画の策定、使用権の付与、違法電波の検出、衛星軌道の割当管理、無線機器規格の指定及び適合性評価、市場監視、電波利用料の管理等を所掌している。

II 電波監理政策の動向

1 無線局免許制度

「2003年11月3日の法律第32号」第44条第1項において、周波数免許の付与に際しては、使用される技術、サービスによってもたらされる利益、周波数の利用状況、利害関係者にとっての経済的価値、そして場合によってはオークションでの入札金額を検討することが規定されている。また、同条第2項では、必要が認められる場合、SETSIは免許の発行数を制限できることを定めている。

2 周波数割当制度・電波再配分制度

EUと協調して、790-862MHz、900MHz帯、1800MHz帯、2.6GHz帯の周波数再編が検討されている。2011年6月、4Gを用途とする800MHz帯、900MHz帯、2.6GHz帯における計270MHz帯の58ブロックでオークションが実施され、主要通信事業者を含む計11社が参加した。オークションは7月29日終了し、落札総額は、約16億4,700万EURとなった。

その後、スペインでは、不落札の周波数帯（900MHz 帯、2.6GHz 帯）について再度オークションを同年 11 月に実施し、落札総額は 1 億 8,500 万 EUR であった。合計で 18 億 3,200 万 EUR となったが、地方及び TDD 方式で不落札の帯域があった。

2.6GHz 帯については、2014 年 5 月に地方の 10MHz 帯域で TDD 方式の周波数オークションが行われ、同年 7 月に落札者が発表された。落札総額は 345 万 EUR であった。

なお、周波数使用权の譲渡が法制上（「2003 年 11 月 3 日の法律第 32 号」第 45 条第 2 項）認められているが、一般的に利用される段階には至っていない。

3 電波監視制度

「2003 年 11 月 3 日の法律第 32 号」第 47 条に基づき、SETSI が、無線局をはじめとした電波監視を行っている。電波監視設備としては、固定局、リモート局、移動局、携帯局が整備されている。

4 電波利用料制度

電波利用料は、「2003 年 11 月 3 日の法律第 32 号」付属 1 において規定されており、対象となる周波数の利用状況、サービスの種類、帯域幅、使用される技術、経済的価値等に応じて決定される。

5 電波の安全性に関する基準

スペインにおける電磁界公衆曝露の基準に関しては、2001 年 9 月に、「欧州理事会勧告 1999/519/EC」に基づき、「勅令 1066/2001：公衆領域における健康防護のための電波放射制限と測定に関する規則」を制定している。また、これを通信事業者に適用するために、2002 年 1 月に、「政令 CTE/23/2002」を制定している。

III 周波数分配状況

ITU による周波数分配に従って、国内における周波数分配のため、SETI が「国家周波数分配計画（Cuadro nacional de atribución de frecuencias：CNAF）」を策定している。最新版は「IET/787/2013」として 2013 年 4 月に発表されている。国家周波数分配計画と 2013 年の周波数分配表 URL：

<http://www.minetur.gob.es/TELECOMUNICACIONES/ESPECTRO/Paginas/CNAF.aspx>

2013 年版は、2015 年 4 月に脚注等が改正されている。その改正（IET/614/2015）の全文は、以下の URL に掲載されている。

<http://www.boe.es/buscar/doc.php?id=BOE-A-2015-3864>